

参考資料

九頭竜川水系ダム連絡会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「九頭竜川水系ダム連絡会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、九頭竜川水系ダム及びその関係機関の相互連絡により、ダム放流等による安全の確保、およびダム管理の円滑な運営をはかることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、九頭竜川水系にダムを有し、またはダムに直接関係する官公署、会社などをもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ダム操作に関する相互連絡組織を確立すること。
- (2) ダムの放流及び洪水調節に関する知識を一般に普及すること。
- (3) その他ダムの管理運営に関し相互に協力すること。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所内におく。

(規約の改正)

第6条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

第2章 役 員

(役員の種別)

第7条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
委員	若干名
幹事	若干名
幹事長	1名
監事	2名

(会長)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

会長は、近畿地方整備局河川部長がこれにあたる。

(委員)

第9条 委員は、会務を評議する。

委員は、本会を構成する官公署、会社などの長またはその推薦による会長が委嘱する。

(幹事)

第10条 幹事は、会務を運営する。

幹事は、本会を構成する官公署、会社などの長の推薦により、会長が委嘱する。

(幹事長)

第11条 幹事長は、本会の運営に関する事務を処理するとともに、九頭竜川ダム統合管理事務所長がこれにあたる。

(監事)

第12条 監事は、会計を監査する。監事は委員の中より互選し、任期は1年で再任をさまたげない。

第3章 運営

(委員会)

第13条 委員会は毎年1回会長がこれを召集する。また会長が特に必要と認めたときには臨時にこれを召集する。

(幹事会)

第14条 幹事会は、必要に応じて幹事長がこれを召集する。

幹事会は、委員会をもって幹事会とすることができる。

(幹事部会)

第15条 幹事長は、必要に応じて幹事の一部をもって部会を開くことができる。

関係機関	
近畿地方整備局	大野市役所
福井河川国道事務所	勝山市役所
九頭竜川ダム統合管理事務所	坂井市役所
福井地方気象台	永平寺町役場
福井県河川課	福井市役所
福井県企業局	勝山市消防本部
福井県農村振興課	大野市消防本部
福井土木事務所	嶺北消防組合消防本部
奥越土木事務所	永平寺町消防本部
奥越土木事務所勝山土木部	福井市消防局
笛生川・浄土寺川ダム統合管理事務所	電源開発(株)水力・送変電部中部支店
龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所	電源開発(株)水力・送変電部中部支店 九頭竜電力所
福井県警察本部	北陸電力(株)福井支店
福井警察署	北陸電力(株)福井支店 大野電力部
大野警察署	関西電力(株)庄川電力システムセンター
勝山警察署	JR西日本金沢支社 福井地域鉄道部
永平寺警察署	真名川土地改良区
坂井警察署	